

〈平成30年3月から適用する設計業務委託等技術者単価〉

(円/日)

職 種	基準日額	割増対象賃金比 (%)
【設計業務】		
主任技術者	65,500	50
理事、技師長	61,700	45
主任技師	52,700	50
技師（A）	46,300	50
技師（B）	37,900	50
技師（C）	30,800	50
技術員	26,200	55
【測量業務】		
測量主任技師	42,200	55
測量技師	34,800	55
測量技師補	28,100	50
測量助手	28,000	55
測量補助員	22,700	55
【航空・船舶関係】		
操縦士	47,000	35
整備士	36,700	45
撮影士	35,100	50
撮影助手	31,100	50
測量船操縦士	26,300	55
【地質業務】		
地質調査技師	42,900	50
主任地質調査員	33,800	50
地質調査員	23,500	55

設計業務委託等技術者単価について

(1) 設計業務委託等技術者単価の構成

設計業務委託等技術者単価は、次の1～4で構成される

- 1 基本給相当額
 - 2 諸手当（役職、資格、通勤、住宅、家族、その他）
 - 3 賞与相当額
 - 4 事業主負担額（退職金積立、健康保険、厚生年金保険、雇用保険、労災保険、介護保険、児童手当）
- (2) 単価に含まれない賃金、手当
- 1 時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金
 - 2 各職種の通常の作業条件又は作業内容を超えた労働に対する手当
- (3) 留意事項
- ・外注契約における技術者単価や雇用契約における技術者への支払い賃金を拘束するものではない。

内容に関する質問は、広島県土木建築局技術企画課にお問い合わせください。

〒730 0051 広島市中区基町10-52

TEL 082-228-2111（内線3865）